第20条 (規定の変更等)

1. 当社は、本規定を変更する場合は、原則として変更内容を当 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変 社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。デ ビットユーザーが当該告知後にカード番号を使用したときは、変更後 の規定を承認したものとみなします。

旧

2. 本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則 などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、 規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告 知します。

第20条 (規定の変更等)

- 化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規 定に基づき、変更するものとします。
- 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効 力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表する ことにより周知します。
- 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用され るものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相 当の期間をおくものとします。デビットユーザーが当該公表後にカード 番号を使用したときは、変更後の規定を承認したものとみなします。

新